

# 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さまへ

## 両立支援等助成金のお知らせ



厚生労働省・都道府県労働局

両立支援等助成金の支給要件が、平成27年度より変更しています。支給要領等は、厚生労働省HPに掲載しております。詳細は三重労働局雇用均等室までお問い合わせください。

【両立支援等助成金支給要件 厚生労働省ホームページ】

厚生労働省ホームページ トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

### 子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、制度を6か月以上利用した労働者を、6か月利用した日の翌日から1か月以上雇用した事業主に助成します。

- ◆子育て期短時間勤務支援助成金は、**終了します**。
- ◆平成27年度以降は、子育て期の労働者の短時間勤務制度利用への助成金による支援は、**キャリアアップ助成金（短時間正社員コース（多様な正社員コースに改称予定））が活用できます**。  
※キャリアアップ助成金については、三重労働局職業対策課（キャリアアップ助成金担当部門）又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆なお、経過措置として、**平成27年4月9日までに、育児短時間勤務を開始し、その後、短時間勤務制度を連続6か月以上利用し、その翌日から雇用保険被保険者として1か月以上雇用した日が平成27年12月31日までの場合**、その他の支給要件も満たした場合に次の額を支給します。  
【支給額】中小企業：1人目40万円、2～5人目15万円／大企業：1人目30万円、2～10人目10万円

### 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

- ◆**育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日（※）が、平成27年4月10日以降の場合**  
【支給額】**育児休業取得者1人当たり30万円** ※育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算  
注：（※）が平成27年4月9日までの場合、1人当たり15万円（期間雇用者の加算なし）  
【支給対象期間】最初の支給対象労働者が原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内  
【上限人数】一年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人
- ◆**くろみん取得事業主の場合、支給対象期間が平成37年3月31日までとなり、支給人数は当該期間で延べ50人までとなります（年度内の上限はなし）。**

### 中小企業両立支援助成金 期間雇用者継続就業支援コース

育児休業を6か月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します。

- ◆**育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成27年4月10日以降の場合、「育児休業制度、育児のための短時間勤務制度その他の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の内容の理解と利用促進のための研修実施」の要件がなくなります。**  
【支給額】1人目 40万円 ※正社員として復帰させた場合10万円加算  
2～5人目 15万円 ※正社員として復帰させた場合5万円加算  
【支給対象期間】育児休業取得者が、平成28年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した場合まで  
【支給人数】支給対象期間内で延べ5人

上記のほか、「育休復帰支援プラン助成金」「事業所内保育施設設置・運営等助成金」があります。詳細は、三重労働局雇用均等室（TEL 059（226）2318）にお問い合わせください。